

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 7 年 1 1 月 2 4 日 (火 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
		閉 議	午 前 1 1 時 2 5 分
出 席 委 員	堤 藤 本 小 松 福 井 湊 石 野 田 中 < 西 口 議 長 > < 齊 藤 副 議 長 > (委 員 外 議 員) 菱 田		
執 行 機 関 出 席 者	桂 川 市 長、岸 企 画 管 理 部 長、門 総 務 部 長、木 村 総 務 部 税・財 政 担 当 部 長		
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、船 越 総 務 係 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任		
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名 議 員 1 名 (酒 井)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[堤 委 員 長 開 議]

1 1 2 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

2 議 案 の 概 要 説 明 に つ い て

1 0 : 0 2

[市 長 等 入 室]

[市 長 あ い さ つ]

[総 務 部 長 及 び 総 務 部 税 ・ 財 政 担 当 部 長 説 明]

< 総 務 部 長 >

1 1 月 3 0 日 に 1 2 月 定 例 会 を 開 会 い た だ き、1 1 月 中 に 市 職 員 の 給 与 条 例 改 正 案 を 提 案 す る こ と で 日 程 調 整 し て き た が、現 在 の と こ ろ 国 に お い て 臨 時 会 を 開 催 し 給 与 法 案 が 提 案 さ れ る 見 込 み が な い。こ の た め、市 に お い て 給 与 条 例 改 正 案 の 提 案 に は 至 ら な か っ た こ と に ご 理 解 い た だ き た い。今 後、国 に お い て 給 与 法 案 が 提 案、可 決 さ れ た 後、来 年 の 2 月 も し く は 3 月 に 給 与 条 例 改 正 案 を 提 案 す る 予 定 と し て い る。

[市 長 等 退 室]

1 0 : 3 2

3 1 2 月 定 例 会 日 程 (案)

[事 務 局 長 説 明]

4 開 会 日 (1 1 月 3 0 日) 議 事 日 程

[事 務 局 長 説 明]

5 陳 情 ・ 要 望 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

6 会議規則の一部改正について

[事務局長 説明]

7 一般質問について

[事務局長 説明]

8 議会運営上の留意点について

[事務局長 説明]

<堤委員長>

発言の取り消しについて、先例124の2、124の3を資料の案の通り追加することとしてよいか。

全員了

<事務局長>

ただ今の決定を受けて、先例124の2及び3を議会提要の先例・申合せに盛り込む。議員が「動議」と宣言されても、発言の取り消しの場合は議長の判断において議事進行発言とみなすものである。その他の動議、例えば休憩を要求する場合等に動議を提議されたら採決までとることとなる。その違いをご理解いただきたい。

<福井委員>

動議で取り扱う場合の方法について資料をいただきたい。

<事務局長>

動議が出された場合、まず議長において発議者が求めている内容を明確にする。他の議員が発議者の求める内容を聞かずに「賛成」と言うのは順序としては尚早。内容が明確になった段階で「賛成」の声を上げていただくこととなる。そこで賛成の声が上がらなければ議長において賛成者の挙手を求め、1人でも挙手があれば動議成立となる。成立後は議決対象となり採決することとなる。また、日程追加を要するものと要しないものがあるので、そこで休憩をとる場合や休憩をとらずに即採決に入る場合もある。混乱してしまう可能性があり整理が必要な場合は、議長の判断において休憩をとることもある。

<福井委員>

動議の取り扱いについて徹底いただきたい。内容は理解したので、先ほど要求した資料は不要とする。

<堤委員長>

議事進行発言については、一般的に各市議会等で実施していることを確認したもの。発言取り消しの場合、議事進行発言として議長において判断することとなるので確認いただきたい。

9 執行部からの指摘要望事項に対する意見・要望について

[事務局長 説明]

10 決算審査総括について

[議事調査係長 説明]

1 1 その他

市民憲章唱和

写真撮影許可

本日（11月24日）の会議予定

当面の日程

次回の議運

1 1 : 2 5